

## 一般財団法人神戸観光局会員規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人神戸観光局定款第36条第4項に基づき、会員に関し必要事項を定めるものとする。

### (会員の種別)

第2条 会員とは、当法人の主旨に賛同し、本法人の活動を賛助する意思をもつ個人および団体の会員をいい、その種別はA会員とB会員の2種とする。

### (入会)

第3条 会員になろうとする者は、会員入会申込書を会長に提出し、入会承認を得なければならない。

### (有効期間)

第4条 本規約に基づく会員資格及び年会費の有効期間は、本法人の事業年度(4月1日～3月31日)と同様とする。

2 期間満了日の1ヶ月前までに、会員から本法人に対し、退会を申し出た場合を除き更に会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

### (会費)

第5条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費は、年間一口5,000円とし、口数は以下のとおりとする。

A会員4口以上

B会員10口以上

3 会員は申込口数に応じた会費を毎年度納入しなければならない。ただし、新規加入のときは、入会決定後すみやかに会費を納入するものとする。

4 会員の入会時期について、事業年度の下期(10月1日～3月31日)に新しく入会する場合、その会員が支払う当該事業年度の会費は、A会員2口以上、B会員5口以上とする。

### (変更の届出)

第6条 会員は本法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに登録事項変更を申告するものとする。

2 会員が、前項1項の変更の申告を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

### (退会)

第7条 会員は、自ら退会を申し出て、本法人の所定の退会手続きにより、任意に退会することができる。

2 事業年度の途中で会員が退会した場合であっても、当法人は会費等の返還は行わない。

### (会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は会員資格を喪失する。

- (1) 第7条退会の規定により退会した場合
- (2) 第9条除名の規定による除名された場合、または死亡もしくは失踪宣言した場合
- (3) 会員である法人が解散、破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
- (4) 年会費の支払いを2年以上滞納した場合
- (5) 本法人が解散した場合

2 会員は、前項各号によって会員資格を喪失しても、本法人への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければならない。

(除名)

第9条 本法人は、会員が次の各号の一に該当すると本法人が認めた場合、会員を除名することができる。

- (1) 本法人の名誉を棄損し、または本法人の目的に反する行為があった場合
- (2) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (3) そのほか、会員として適当でないと本法人が判断した場合

2 前項の会員の除名は、会長の判断により決定することができるものとし、除名した会員にはその旨を通知する。

(会員の特典)

第10条 会員は、その会員の種別に応じて、本法人が別途定める以下の特典を利用することができる。

A 会員：観光事業等に関する資料及び情報提供等

B 会員：上記A会員の特典およびMICEに関する情報提供や交流会、企業PR機会の提供等

2 本法人は、やむを得ない事由がある時は、会員に予告することなく特典の内容を変更、中止、または終了することができるものとする。

3 本法人は、会員の同意を得た場合は、当該会員の名称を本法人のウェブサイト等で公表することができるものとする。なお、本法人の判断により、いつでもこれを個別もしくは一般的に撤回し、非公開とすることができるものとする。

(会費の不返還)

第11条 既納の会費については、理由の如何を問わず返還しない。

(免責及び損害賠償)

第12条 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止又は一時停止せざるを得なかった場合、当法人は一切責任を負わないものとする。

2 会員は、本法人が提供する特典及び当法人の活動に関連して取得した資料、情報等につ

いて、第 14 条に定める禁止事項に反しない範囲で自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、本法人は一切責任を負わないものとする。

- 3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、本法人は一切責任を負わないものとする。
- 4 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。
- 5 本規程に違反した会員に対し、本法人は告知なしに特典の利用停止、会員資格の取消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。
- 6 登録メール又はパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、本法人に重過失がある場合を除き、本法人は一切責任を負わないものとする。
- 7 他会員の情報が不正確又は虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害及び不利益について本法人は一切責任を負わないものとする。
- 8 本法人は、会員情報、会員同士のやりとり等につき、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとする。
- 9 万が一、本法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何にかかわらず、本法人は、間接損害、特別損害、逸失利益並びに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無にかかわらず、本法人が負う責任は会員が支払う会費を上限とする。
- 10 会員が退会又は会員資格の取消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

(個人情報取り扱い)

第 13 条 本法人は、自身が定めるプライバシーポリシーに基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

(禁止事項)

第 14 条 会員に提供される情報等を当法人の許可なく、第三者（他人または他の団体）に譲渡または配布・閲覧すること及び営利目的で当会の名称や情報を使用することを禁じる。

(施行の細目)

第 15 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 昭和 62 年 3 月 31 日現在に、旧社団法人神戸国際観光協会の会員である者の入会申込

の手續は、第2条の規定にかかわらず、原則として財団法人神戸国際観光協会の賛助会員に継続加入するものとし、入会申込の手續は要しないものとする。

- 3 この規程は、平成11年4月1日より施行する。
- 4 この規程は、平成14年6月11日より施行する。
- 5 この規程は、平成25年4月1日より施行する。
- 6 この規程は、平成29年12月20日より施行する。
- 7 この規程は、令和7年4月1日より施行する。